知 立 市 第8期介護保険事業計画・ 第9次高齢者福祉計画

〈概要版〉

令和3年度~令和5年度



令和3年(2021年)3月 知 立 市

Ⅰ 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

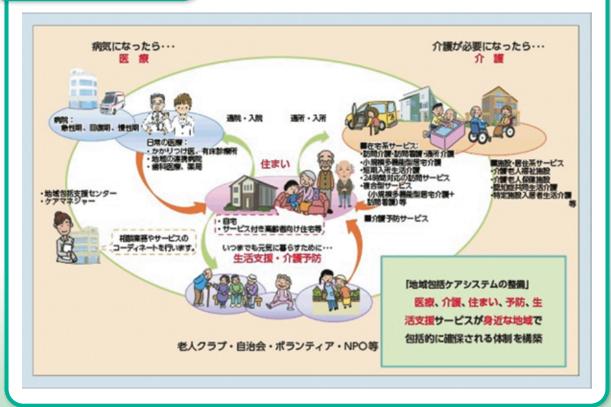
わが国の高齢化は進んでおり、2020年4月1日現在、65歳以上の総人口に占める割合である高齢化率は28.6%(総務省統計局)となっています。また、高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者の増加による医療や介護の社会保障費の増大、認知症高齢者の増加、家族介護者の負担の増加と介護離職の増加、介護人材不足等高齢者を取り巻く状況は課題が山積していると言えます。

このような状況の中、「知立市第7期介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画」では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、知立市に暮らす高齢者が 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指してきました。

計画の期間が令和2年度で終了することを受け、新たな計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する2040年を見据えて、中長期的な視点で、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努めていきます。また、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会である"地域共生社会"の実現を目指していきます。

目指す姿 (地域包括ケアシステム)

住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・ 住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み



2 計画の位置づけ

法的位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づくもので、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画です。

▋ 市の上位・関連計画との位置づけ

「知立市総合計画」と「知立市地域福祉計画」を上位計画とし、「健康知立ともだち21計画」、「知立市障がい者計画」等、様々な分野の計画と整合を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3か年を計画期間とします。また、本計画は、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据えた中長期的な見通しを示します。

団塊の世代*が すべて75歳以上(後期高齢者)に

_									
	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
		嬳保険事業計 高齢者福祉計			養保険事業調				
						,		獲保険事業計 高齢者福祉計	

※団塊の世代:1947年(昭和22年)~1949年(昭和24年)に生まれた人

Ⅲ 高齢者を取り巻く状況

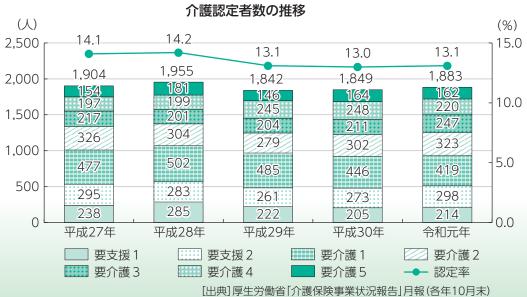
1 年齢3区分別人口・要介護認定者数の推移

総人口の推移をみると、ゆるやかな増加を続けており、令和元年(2019年)で7,2485人となっています。年齢3区分別人口の推移では、年少人口(0~14歳)は減少傾向、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっています。



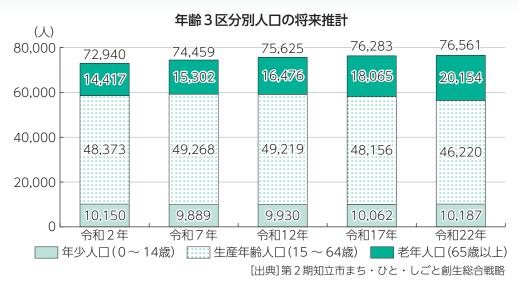
年齢3区分別人口の推移

要介護認定者数の推移をみると、平成29年に減少しているものの、その後は再び増加傾向にあり、令和元年で1,883人、認定率は13.1%となっています。要介護度別の推移をみると、平成29年以降では要支援2、要介護2・3の認定者が増加しています。



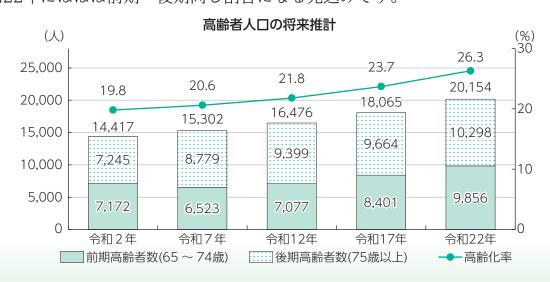
1 年齢3区分別人口・高齢者数の将来推計

総人口の推計をみると、令和12年(2030年)は75,625人、令和22年(2040年)は76,561人まで増える見込みです。年齢3区分別人口の推計では、年少人口(0~14歳)は令和12年以降増加傾向、生産年齢人口(15~64歳)は令和12年以降減少傾向、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっています。



高齢者人口の推計をみると、増加する見込みで、令和22年には20,154人、高齢化率は26.3%に増加する見込みとなっています。

後期高齢者人口の推計をみると、増加する見込みですが、前期・後期高齢者の割合でみると、後期高齢者の割合は令和7年の57.4%をピークに減少となり、令和22年にはほぼ前期・後期同じ割合になる見込みです。



高齢者(65歳以上)に占める前期及び後期高齢者の割合

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
前期高齢者(65~74歳)	49.7%	42.6%	43.0%	46.5%	48.9%
後期高齢者(75歳以上)	50.3%	57.4%	57.0%	53.5%	51.1%

[出典] 第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

今後も高齢化の進展が予測される中、団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する2040年を見据えて、中長期的な視点で、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努める必要があります。また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会である"地域共生社会"の実現を目指す必要があります。さらには、近年の災害や新型コロナウイルス等の感染症対策に係る体制整備が求められています。

本計画においては、前計画の基本的な考え方や今後の方向性を踏まえ、計画の 基本理念を「健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして」と定め、6つ の基本目標に沿った施策を展開していきます。

基本理念

健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして

2 基本目標

知立市の地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「医療・介護・予防・住まい・生活支援」に、「地域包括ケアシステムの深化と推進」を加えた6つの基本目標を掲げます。

また、日常生活圏域※をこれまでの1圏域から3圏域に分け、地域単位での取組を推進します。

※日常生活圏域:市町村介護保険事業計画で定めるもので、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して定めるもの。

圏域名	圏域の範囲		
北部圏域	知立小学校区、 来迎寺小学校区		
東部圏域	知立東小学校区、 八ツ田小学校区		
西部圏域	猿渡小学校区、 知立西小学校区、 知立南小学校区		



■基本目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進

- 地域包括ケアシステムについて、地域の理解や協力が得られるように周知・啓発に努めます。支援が必要になっても、可能な限りこれまでの日常生活が続けられるような、高齢者が過ごしやすいまちを目指します。
- 地域包括支援センターや、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員*及び生活支援コーディネーターによる支援体制をさらに効果的に機能させるよう、活動の充実を図ります。
 - ※認知症地域支援推進員:認知症の人を支援する関係者の連携づくり、認知症の人と家族を支援する相談体制や支援体制の構築、その他認知症施策の企画調整を行う人員。

■基本目標2 健康・生きがいづくり・介護予防の推進〈予防〉

- 高齢者になっても健康に関心を持ち、いきいきとした生活を送ることができるように、心と身体の健康づくり、認知症も含めた介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 社会参加は介護予防にも資するため、これらの活動への参加やマッチングを推進します。
- 介護関連データベースを活用した予防・健康づくりを目的とし、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を推進します。
- 高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、 新たな事業への積極的な展開を含めて各種の取り組みを一層強化します。

■基本目標3 認知症ケア・在宅医療の推進〈医療〉

- 認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症の相談窓口の周知や早期発見に 努めます。さらに、認知症への理解の促進や地域での見守り体制の強化を図る など、認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- 認知症地域支援推進員を中心に認知症の理解が深まる講座の開催や、幼少期からの理解を深める活動など、認知症になっても自分らしく過ごせる環境づくりを目指します。
- 認知症予防には、様々な社会活動が有効であるため、スポーツ、生涯学習活動などの取り組みを実施します。
- 医療と介護の双方を必要とする在宅高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、関係機関と協力し、医療・介護の連携をより一層進めます。特に、場面ごとに各関係機関との会議を通して、円滑な連携体制の構築を目指し在宅医療の充実を図ります。

■基本目標4 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり〈生活支援〉

- 地域の支え合い活動の強化、民間事業所との連携を推進し、生活支援サービス の充実を図ります。
- 生活支援コーディネーターを中心に、支援する人の活動や通いの場の把握を実施し、その情報が支援の必要な人に届くように地域包括支援センターや民生委員などの地域の関係機関と連携を取ります。
- 生活支援コーディネーターと協議体が連携し、地域に不足するサービスや課題を整理し、新たなサービス創出を目指します。

■ 基本目標5 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり〈住まい・社会環境〉

- 高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、日常生活の基盤となる住まいに ついての情報提供や高齢者にやさしいまちづくり、防犯・防災に配慮したまち づくりを推進し、高齢者住宅の確保と緊急時にも支援が行き届く体制づくりを 目指します。
- ひとり暮らしの認知症高齢者が増加する中、認知症等で判断能力が不十分な方も安心して暮らせるように、成年後見制度*を利用した権利擁護*、高齢者の見守りや虐待防止を推進します。
- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、関係機関 と連携し、災害発生時や感染症の拡大時に必要な体制構築を支援します。
 - ※成年後見制度:認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、 本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
 - ※権利擁護(アドボカシー):意思能力が十分でない高齢者や障がい者が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織(システム)、専門家などによって擁護されること。

■基本目標6 介護サービスの充実〈介護〉

- 介護予防・日常生活支援総合事業※において自立支援・重症化予防の取組を推進するとともに、住民主体の多様なサービスの創出を図ります。
- 介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域・自宅で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等のバランスの取れた整備を図ります。加えて、介護人材の確保や、介護職のすその拡大のための介護人材養成を引き続き実施します。
- 今後もサービス事業者に対しての定期的な実地指導等により、介護給付の適正 化対策に取り組みます。
- 介護に関する様々な情報提供を行うと共に、相談体制の充実を図ります。
- 高齢の障がい者が同一の事業所でサービスを受け続けられるように、共生型サービス等について事業所に周知を図ります。
- 介護者の様々なニーズに対応した利用しやすい介護サービスを提供することで、 介護の負担を軽減し、介護離職の防止を図ります。
 - ※介護予防・日常生活支援総合事業:地域支援事業の中の事業。「訪問型サービス」、「通所型サービス」の他に65歳以上のかたなら誰でも受けられる「一般介護予防事業」がある。

【基本理念】

【基本目標及び取り組み】

1	地	域包括ケアシステムの深化と推進
	1	地域包括ケアの推進体制の強化
	2	地域包括支援センターの機能強化
2	健	康・生きがいづくり・介護予防の推進〈予防〉
	1	健康づくりの推進
	2	介護予防の推進
	3	高齢者の社会参加や交流の促進
	4	高齢者組織の支援
	5	高齢者の就労支援
3	認	知症ケア・在宅医療の推進〈医療〉
	1	認知症施策の推進
	2	在宅医療の推進
	3	医療・介護の連携の推進
4	高	齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり〈生活支援〉
	1	生活支援サービスの推進
	2	高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実
	3	地域における支え合いの推進
	4	家族介護者支援の推進
5	高	齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり
1	-	〈住まい・社会環境〉
,	1	安心・安全な住環境の整備
	2	高齢者にやさしいまちづくりの推進
	3	災害・感染症・犯罪対策の推進
	4	高齢者の権利擁護・虐待防止
6		護サービスの充実〈介護〉
	1	介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	2	介護サービスの質の向上
	3	情報提供・相談体制の充実
	4	低所得者対策の推進
	5	介護給付の適正化
	6	介護離職の防止
	7	介護保険サービスの供給体制整備

Ⅳ 介護保険事業の見込み



標準給付費の見込み

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	3,027,333	3,139,369	3,250,959	3,410,656	4,217,894
特定入所者介護 サービス費等給付額	57,692	52,531	54,519	57,511	69,993
高額介護サービス 費等給付額	82,862	85,146	89,663	95,524	112,219
高額医療合算介護 サービス費等給付額	10,044	10,406	10,800	11,392	13,865
算定対象審査支払 手数料	1,706	1,767	1,834	1,935	2,355
標準給付費	3,179,637	3,289,219	3,407,775	3,577,018	4,416,326
第8期標準給付費計					

地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地	域支援事業費	235,870	241,904	247,257	252,305	284,735
	介護予防・日常 生活支援総合事業費	124,938	130,972	136,325	140,528	149,390
	包括的支援事業・ 任意事業費	110,932	110,932	110,932	111,777	135,345
第8期 地域支援事業費計				725,031		

[※]標準給付費と地域支援事業費を合算したものが総事業費となります。

費用の負担割合

	標準総給付費 (総事業費の90%)	保険料 50%	第1号被保険者保険料 (市へ支払い)		第2号被保険者保険料 (医療保険料と共に支払い)	
総			23%		27%	
総事業費				玉	県	市
費		公費 50%	調整 交付金 5%	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)
		利	用者負	担(総事業費の10%	·*)	

[※]一定以上所得のある方は2割負担、そのうち特に所得の高い層の割合は3割負担。

第8期介護保険料

第8期介護保険料基準額(月額)は、以下のように設定します。

保険料基準額 4,650円/月

【第1号被保険者の所得段階別保険料(年額)】

区分	対象者	負担割合	基準年額
第1段階	生活保護を受給している人、 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、 又は世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額と その他の合計所得金額*1の合計が80万円以下の人	0.40 (0.20) * ²	22,300円 (11,100円)※ ²
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80万円を超え、120万円以下の人	0.65 (0.40) * ²	36,200円 (22,300円)※ ²
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120万円超の人	0.65 (0.60) * ²	36,200円 (33,400円)※ ²
第4段階	本人が市民税非課税で、 世帯の中に市民税課税者がおり、本人課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.80	44,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、 世帯の中に市民税課税者がおり、本人課税年金収入額 とその他の合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00	55,800円
第6段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が120万円未満の人	1.20	66,900円
第7段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	72,500円
第8段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	83,700円
第9段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	94.800円
第10段階	10段階 本人が市民税課税で 合計所得金額が400万円以上600万円未満の人		100,400円
第11段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	1.90	106,000円
第12段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が1,000万円以上の人	2.00	111,600円

^{※1:}合計所得金額は、前年の所得の合計で、所得控除を差し引く前の額のこと。ただし、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は適用後の額を用いる。

その他の合計所得は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額のこと。

^{※2:}公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額。



知立市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画【概要版】

発 行 知立市役所 保健健康部 長寿介護課

住 所 〒472-8666 愛知県知立市広見3丁目1番地

電 話 0566-95-0122(介護保険係)

FAX 0566-83-1141(市役所代表)